

保証について民法が改正されました

昨年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行されました。保証契約に関するルールも改正されましたので、3点ご紹介します。いずれも保証人の保護を目的としたものと言えます。

1 極度額の定めのない個人の根保証契約は無効

子どもがアパートを賃借する際に、その賃料などを貸主との間で親が保証する場合など、保証人となる時点では、どれだけの金額の債務を保証するのか分からず契約を根保証契約と言います。

個人が保証人になる根保証契約において、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定めなければ、無効となります。この極度額は書面等により当事者間で定める必要があります。

2 事業融資の保証契約には公正証書が必要

事業のために融資を受ける際に、事業に関係のない第三者が保証内容を理解しないまま保証人になることがあります。このような事態を防ぐために、個人が事業融資の保証人になる場合には、公証役場においてその意思を公正証書で表明する必要があります。ただし、共同事業者や実際に事業に従事している経営者の配偶者などは不要です。

3 保証人への情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人（個人）に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、主債務者の財産や収支の状況、主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報を提供しなくてはなりません。主債務者が情報提供義務を果たさずに保証契約が締結されてしまった場合は、保証人は保証契約を取り消すことができます。

近況報告

弁護士 白石 加代子

昨年は埼玉弁護士会の常議員、弁護士会熊谷支部の副支部長として、弁護士会や熊谷支部の会務に参加しました。また最近は、埼玉県の建築審査会や労働局でのあっせんなど、裁判や法律相談などのいわゆる弁護士業務ではない仕事にたずさわることが増えてきました。多忙になるという苦悩はあるものの、弁護士会内の実情を知ることができたり、普段の業務ではひかない法律の条文を目にすることは楽しくもあります。弁護士登録をして12年が経過しましたが、学べる機会は大切にしたいと思っています。

業務案内

業務時間

祝日を除く月～金曜日 午前9時～午後5時

相談の予約

午前9時～午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

法テラスによる法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、費用を立て替える制度（法テラスによる法律扶助制度）の利用も可能です。

新年の通常業務は1月6日（水）から行います。

けやき総合法律事務所 ニュース

新年 明けまして おめでとうございます

弁護士法人 けやき総合法律事務所
所長 弁護士 南雲芳夫
同 同
白石加代子
事務局一同



日本の山・三熊

日本の山は季節によって表情を変え、春、夏、冬などの季節によってまったく別の顔を見せる。

- ①は冬2月の秋田・森吉山の避難小屋と樹氷。日本海からの季節風による粉雪が積り豪雪となる。晴れれば気持ちがいいが、いつたん風雪となるとホワイトアウトで自分がどこにいるかもわからなくなる。見えている避難小屋は2階部分。
- ②は初夏6月の北アルプス・焼岳。火山の岩峰が青空に映える。麓の「中の湯」から中腹の新緑を経て山頂に至る。眼下には梓川・上高地が広がり、そして穂高連峰を一望できる。
- ③は夏7月の紀伊山地・大杉谷の猪ヶ淵の滝。伊勢湾に注ぐ宮川は「清流日本一」とされ中流域は鮎釣りが盛んである。さらに上流に詰めると、両岸が切り立った岩となり、多くの滝を掛ける大杉谷に至る。谷底の桃の木小屋に泊り2日かけて沢を詰めきると大台ヶ原の山頂に抜けられる。

南雲芳夫

福島原発事故訴訟・仙台高裁でも国と東電の責任を断罪

弁護士 南雲 芳夫

○ 原発事故を巡る初めての高裁判決

2020年9月30日、仙台高等裁判所において、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故訴訟（通称「なりわい訴訟」）の控訴審判決が言い渡されました。仙台高裁は、2017年10月の福島地裁判決に続き、福島原発事故についての国及び東京電力の過失責任を明確に認めました。

○ 「なりわい訴訟」とは

「なりわい訴訟」は、福島原発事故によって被害を受けた福島県及び隣接県の住民約3800名が、事故を起こした東電及び安全規制を怠った国を被告として、事故を起こした責任を明らかにし、事故前の原状回復を求め、あわせて被害に見合った賠償を求めて、2013年3月に提起した裁判です。原発事故を巡る裁判の中では最大規模の裁判であり、「甚大な被害をもたらす原発はなくしたい」という「脱原発」をも究極の目的として掲げています。私は、原告弁護団の幹事長として7年余にわたり原告団とともに裁判を進めてきました。

○ 原発事故は天災ではなく、国と東電の過失によって起きたとの判断

仙台高裁判決は、福島原発事故の発生が予見できたか否かに関して、「福島沖でも巨大津波をもたらす地震が想定される」という政府・地震本部の「長期評価」について、「相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であったことは動かし難い」、「遅くとも平成14年末頃までには、10mを超える津波が到来する可能性について認識し得た」として、津波の予見可能性を明確に認めました。

また、福島原発事故が避けられたか否かについても、「重要機器室やタービン建屋の水密化」などの対策を講じておけば事故の発生を防ぎ得る可能性があったとし、事故が回避可能だったと認定して、国と東電の過失責任を認めました。

○ 東電と国の対応を厳しく批判

さらに、判決は、巨大津波が予見できる状況の下での東電の対応について「新たな防災対策を極力回避し、あるいは先延ばしにしたいとの思惑のみが目立つものであったといわざるを得ず」、「東電の義務違反の程度は著しい」とし、津波対策を先送りした東電の対応を厳しく断罪しました。

国の責任について、「不誠実ともいえる東電の報告を唯々諾々と受け入れることとなったものであり、規制当局に期待される役割を果たさなかった」として、厳しく批判しました。

○ 国の定めた賠償指針が被害の実態に見合わないと判断

判決は、国と東電の責任が非難に値することを踏まえ、福島地裁判決に比べ賠償額を倍増させました。また、政府が避難指示区域ごとに定めた賠償指針（いわゆる中間指針）の範囲と水準を大きく上回る賠償を認めており、これまでの賠償指針が不十分なものであり見直しが必要なことを示しました。

○ 「初めての高裁判決」から最高裁での決着へ

仙台高裁判決に先立つ福島原発事故を巡る集団訴訟においては、国の責任を認める地裁判決が7つ、認めない地裁判決が6つと国責任の有無について判断が分かれていきました。そうした中で初の高裁判決となる本判決で勝利したことの意義は大きいといえます。

国と東電は判決を不服として最高裁に上告しました。これを受けて、原告も上告し、裁判の舞台は最高裁に移ることとなりました。

この3月で事故から満10年となる中、甚大な被害をもたらした福島原発事故の教訓を後世に正しく伝えるためにも、最後の奮闘が求められることとなります。

判決の直後に「旗出し」をする原告団・弁護団（仙台高裁前にて）
中央は、富岡町で美容室を営んでいた女性原告（帰還困難区域で未だ避難指示が続く）、右は、須賀川市で農業を営む原告（父親が原発事故を苦に自死した遺族）

昨年は、判決に向けて多くの方に署名にご協力いただきました。ありがとうございました。



昨年は、判決に向けて多くの方に署名にご協力いただきました。ありがとうございました。

建設作業者のアスベスト訴訟の動向

弁護士 白石 加代子

建設作業に従事した結果、アスベストに関する病気に罹ってしまった被害者やその遺族が、国やアスベスト建材メーカーを相手に各地で訴訟を提起しています。私たち埼玉アスベスト弁護団は、首都圏建設アスベスト訴訟の第一陣訴訟、第二陣訴訟、埼玉建設アスベスト訴訟の代理人をつとめ、アスベスト被害の救済に取り組んでいます。

首都圏建設アスベスト第一陣訴訟は最高裁へ

2008年5月、東京、埼玉、千葉のアスベスト被害者の方及びその遺族計200名以上が、被告である国及びニチアス等の40社を超えるアスベスト建材メーカーに対し、一患者当たり3850万円（弁護士費用含む）の損害賠償を求め、東京地方裁判所に裁判を起こしました（第一次訴訟）。

東京地裁では、2012年12月5日に国の責任を初めて認める判決が下され、また控訴審である東京高等裁判所は、2018年3月14日に、東京高等裁判所が一人親方に対する国の国家賠償責任を初めて認めた上で、総額22億円を超える支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡しました。第一陣訴訟は、現在、最高裁に係属しています。同種事件である神奈川訴訟は昨年10月22日に最高裁で既に弁論を行っており、第一陣訴訟も今年最高裁での弁論を予定しています。今年中に最高裁より判決が言い渡されることが見込まれます。

首都圏建設アスベスト第二陣訴訟はニチアスらの企業責任を認める



2014年5月、首都圏建設アスベスト第二陣訴訟の原告ら115名が東京地方裁判所に提訴しました。

昨年9月4日、東京地方裁判所は、国の賠償責任を認めるとともに、建材メーカー5社（ニチアス、ノザワ、クボタ、エーアンドエーマテリアル、ケイミュー）の企業責任を認める勝訴判決を言い渡しました。この間、建設アスベスト訴訟では、各地の裁判所において多くの勝訴判決が続いていましたが、この第二陣訴訟の判決では、各地で結論が別れていた屋外作業者に対する建材メーカーの責任を一部認める画期的な判決が出ました。

さいたま地方裁判所においても建設アスベスト訴訟を提起



昨年3月に原告ら43名がさいたま地方裁判所に建設アスベスト訴訟を提起し、ついで同年10月に原告ら12名が同裁判所に提起しました。

10月7日には第1回口頭弁論期日が開かれ、意見陳述を行いました。意見陳述では遺族原告の女性が夫と息子の二人をアスベストで奪われた悲しみを、また生存原告である男性がアスベストによる症状の苦しみ、日常生活を過ごすことができなくなってしまったことの無念さを訴えました。

なお、提訴後に既に2名の生存原告の方が亡くなられました。一刻も早いアスベスト被害の救済が必要です。